

- 3 錯誤が表意者の重大な過失によるものであった場合には、次に掲げる場合を除き、第1項の規定による意思表示の取消しをすることができない。
 - 一 相手方が表意者に錯誤があることを知り、又は重大な過失によって知らなかつたとき。
 - 二 相手方が表意者と同一の錯誤に陥つていたとき。
- 4 第1項の規定による意思表示の取消しは、善意でかつ過失がない第三者に対抗することができない。

(詐欺又は強迫)

- 第96条** 詐欺又は強迫による意思表示は、取り消すことができる。
- 2 相手方に対する意思表示について第三者が詐欺を行つた場合においては、相手方がその事実を知り、又は知ることができたときに限り、その意思表示を取り消すことができる。
 - 3 前2項の規定による詐欺による意思表示の取消しは、善意でかつ過失がない第三者に対抗することができない。

(意思表示の効力発生時期等)

- 第97条** 意思表示は、その通知が相手方に到達した時からその効力を生ずる。
- 2 相手方が正当な理由なく意思表示の通知が到達することを妨げたときは、その通知は、通常到達すべきであった時に到達したものとみなす。
 - 3 意思表示は、表意者が通知を発した後に死亡し、意思能力を喪失し、又は行為能力の制限を受けたときであつても、そのためにその効力を妨げられない。

(公示による意思表示)

- 第98条** 意思表示は、表意者が相手方を知ることができず、又はその所在を知ることができないときは、公示の方法によってすることができる。
- 2 前項の公示は、公示送達に関する民事訴訟法（平成8年法律第109号）の規定に従い、裁判所の掲示場に掲示し、かつ、その掲示があつたことを官報に少なくとも1回掲載して行う。ただし、裁判所は、相当と認めるときは、官報への掲載に代えて、市役所、区役所、町村役場又はこれらに準ずる施設の掲示場に掲示すべきことを命ずることができる。
 - 3 公示による意思表示は、最後に官報に掲載した日又はその掲載に代わる掲示を始めた日から2週間を経過した時に、相手方に到達したものとみなす。ただし、表意者が相手方を知らないこと又はその所在を知らないことについて過失があつたときは、到達の効力を生じない。
 - 4 公示に関する手続は、相手方を知ることができない場合には表意者の住所地の、相手方の所在を知ることができない場合には相手方の最後の住所地の簡易裁判所の管轄に属する。
 - 5 裁判所は、表意者に、公示に関する費用を予納させなければならない。

(意思表示の受領能力)

- 第98条の2** 意思表示の相手方がその意思表示を受けた時に意思能力を有しなかつたとき又は未成年者若しくは成年被後見人であったときは、その意思表示をもつてその相手方に対抗することができない。ただし、次に掲げる者がその意思表示を知った後は、この限りでない。
- 一 相手方の法定代理人
 - 二 意思能力を回復し、又は行為能力者となつた相手方

第3節 代理

(代理行為の要件及び効果)

- 第99条** 代理人がその権限内において本人のためにすることを示してした意思表示は、本人に対して直接にその効力を生ずる。
- 2 前項の規定は、第三者が代理人に対してした意思表示について準用する。